



「食品等の夏期一斉取締り」を行います

飲食店、旅館、仕出し・弁当屋、食肉取扱施設、スーパーマーケット、学校等の衛生管理を確認するため、県下一斉に保健福祉事務所（保健所）職員が立入検査を行います。

1 目的

食中毒の発生しやすい夏期を迎え、全国的に発生が多いカンピロバクター[※]や腸管出血性大腸菌等による食中毒を防止するため、食品の衛生的な取扱いを重点的に点検します。

※食中毒を起こす細菌の一つで、鶏などの腸管内に住んでおり、市販の鶏肉を高率に汚染しているといわれています。カンピロバクターによる食中毒になった数週間後に、手足の麻痺や呼吸困難などを起こす「ギラン・バレー症候群」を発症する場合があります、時には後遺症を残すことがあるので注意が必要です。

2 期間

令和4年7月1日（金）から7月29日（金）まで

3 実施機関

県内10保健福祉事務所（保健所）

4 実施方法

（1）施設に対する立入検査

ア 主な対象施設

飲食店、旅館、仕出し・弁当屋、食肉取扱施設、スーパーマーケット、学校等

イ 立入検査内容

食品の衛生的な取扱い方法、食品の適正表示（期限表示など）の確認等

（2）食品の抜き取り検査

ア 対象食品

食肉製品、魚介類、アイスクリーム類、乳製品、果実・野菜等

イ 検査項目

微生物（大腸菌群、サルモネラ属菌等）

食品添加物（保存料、着色料、発色剤等）

残留農薬等

5 その他

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、実施内容を縮小する場合があります。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

健康福祉部 食品・生活衛生課

（課長）久保田 耕史

食品衛生係 （担当）矢島 康宏

乳肉・動物衛生係 （担当）高井 剛介

電話 026-235-7155、7154（直通）

026-232-0111（代表） 内線 2661・2656

F A X 026-232-7288

E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp

○ 参考資料

令和3年度（2021年度）の夏期一斉取締りの実施結果

（1）立入検査結果

立入検査施設数	指導件数	指導件数の内訳
1,645施設	186件	・許可を要する営業施設：179件 ・許可を要さない営業施設：7件

（2）食品の抜取り検査結果

検体数	不適件数	不適内容
303件	0件	—

○ 問い合わせ先

保健福祉事務所（保健所）ごとに実施計画を立てていますので、お問い合わせください。

保健福祉事務所名	電話番号
佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0267-63-3297
上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0268-25-7152
諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0266-57-2929
伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-76-6839
飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-53-0446
木曾保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0264-25-2235
松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0263-40-1942
大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0261-23-6528
長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課	026-225-9065
北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0269-62-3106